

定 款

第一カッター興業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、第一カッター興業株式会社と称し、英文では、DAI-ICHI CUTTER KOGYO K.K. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の設計、施工及び監督
2. 建築工事の設計、施工及び監督
3. 産業廃棄物収集運搬及び処理業
4. 機械、装置、器具、資材等の設計、製造、調達、販売、賃貸及び修理
5. 構造物の解体工事及び監督
6. 産業用設備の洗浄、切断及び更新工事の施工及び監督
7. 構造物の洗浄、切断、はつり、剥離工事の施工及び監督
8. 農業
9. 堆肥製造及び販売
10. 不動産の賃貸、管理、保有、運用
11. 総合ビルメンテナンス事業
12. 古物営業法による古物商
13. 前各号の事業及びそれらに付帯する業務に関するシステム設計、開発、販売及び提供
14. 前各号に付帯するコンサルティング業務
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権の行使に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で別に定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその取締役の過半数をもってこれを行う。

(決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第29条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任の方法）

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の予選の効力）

第32条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、予選の決議においてこれより短い期間を定めることができる。

（任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、予選により選任された監査役の任期については、退任した監査役の任期の満了するとき又はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときのいずれか早い時期までとする。

（常勤監査役）

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は1年とし、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。

以上

改訂履歷		
2002年 9 月 25 日	改訂	
2003年 9 月 25 日	改訂	
2004年 9 月 28 日	改訂	
2005年 9 月 27 日	改訂	
2006年 9 月 26 日	改訂	
2009年 9 月 25 日	改訂	
2010年 1 月 6 日	附則削除	
2010年 9 月 22 日	改訂	
2011年 9 月 22 日	改訂	
2015年 5 月 25 日	改訂	
2015年 9 月 25 日	改訂	
2021年 1 月 1 日	改訂	
2022年 9 月 28 日	改訂	
2023年 3 月 1 日	附則削除	